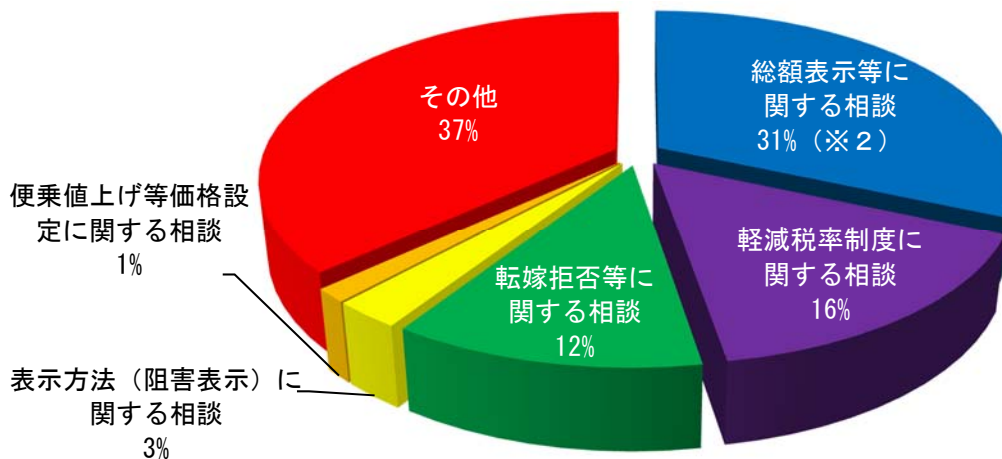


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 29 年 7 月(7/1～7/31)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

7 月の相談件数：電話 71 件、メール 5 件
【相談内容（全 76 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者です。平成 25 年 9 月に経過措置が適用される工事請負契約を結んでおり、請負金額の消費税率は 5% となっています。

指定日以後変更契約により請負金額が増額されたのですが、増額された金額についても経過措置の適用を受けることができますか。

A. 指定日(平成 25 年 10 月 1 日)以後に請負金額が増額された場合には、その増額された対価の部分について経過措置の適用を受けることはできません。

個々の取引における経過措置を含めた適用税率等消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、所轄の税務署にお問い合わせください。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 4%、消費税一般に関する相談が 96%

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 消費者です。店舗で「(クレジットカードではなく)現金で支払うお客様には消費税をサービスします。」という表示を見ましたが、問題ないのでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止しています。

消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税の転嫁を阻害する表示など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御意向により、担当省庁へ通知しておりますので、もし、このような表示をご覧になった場合には、消費税価格転嫁等総合相談センターまで御連絡ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 地方公共団体が運営する施設内で、飲食店を運営している事業者です。地方公共団体からは調理スペースのみを借りて顧客に食品を提供しており、顧客は施設内に地方公共団体が設置したテーブルや椅子を利用して購入した食品を食べています。この場合、当社が提供する飲食品は軽減税率の対象となりますか。

A. 軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。ここでいう飲食設備とは、飲食料品を提供する事業者が設置したものでなくても、テーブルや椅子等の設備設置者と飲食料品を提供している事業者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合には、飲食設備に該当します。

したがって、ご質問の地方公共団体が設置したテーブルや椅子等の飲食設備を地方公共団体との間の合意等に基づき、顧客に利用させている場合には、貴社が行う飲食品の提供は、食事の提供に該当し、軽減税率の対象となりません。

詳細につきましては、国税庁ホームページの「消費税の軽減税率制度について」に掲載されているQ&A等でご確認いただくか、所轄の税務署までお問い合わせください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

Q. 業界新聞を発行する事業者です。半年から1年の定期購読契約に基づき、週3回業界新聞を発行していますが、このような業界新聞についても軽減税率の対象となるのでしょうか。

A. 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

業界新聞についても、週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の対象となります。

軽減税率の個別具体的な適用関係等につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610